

公益財団法人ふるさと島根定住財団 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法関係)

平成31年3月1日

職員が仕事と子育てを両立させることを可能にし、全ての職員にとって働きやすい環境をつくるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年(2019年)4月1日～平成35年(2023年)3月31日(4年間)

2. 計画内容

**目標① 年次有給休暇の平均取得率を正規職員50%、その他職員70%以上を目指す。
夏季休暇の取得率100%を目指す。**

[取組内容]

- ・管理職は、定期的に休暇の取得計画と取得実績を確認して、計画的な取得の促進につながるよう職員に声かけを行うなど、有給休暇の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ・朝礼や各部署における会議等を通じ、計画的な取得の促進の啓発を行う。
- ・職員(家族等)の誕生日や記念日、子どもの入学式、卒業式、授業参観日など計画的付与を積極的に進める。

目標② 必要以上の時間外勤務を行わない職場環境づくりを進め、時間外勤務の減少に努める。

[取組内容]

- ・各部署の繁忙期の把握・調整、業務支援体制の弾力化による担当者ごとの偏りを抑制する。
- ・毎週水曜日を財団の定時退社日に指定し、朝礼時や終業時に定時退社を促す案内を行う。
- ・水曜日に定時退社できない場合は、各自で1週間に1日の定時退社日を設定する。
- ・全体会議や各部署での会議等を通じた周知及び時間外勤務状況の定期的な共有を行う。

**目標③ 育児休業をはじめとする子育て支援制度利用を奨励する。
権利を有する女性職員の育児休業取得率を100%とする。
男性職員の育児休業等の取得を図る。(計画期間中1名以上の取得を目指す)**

[取組内容]

- ・育児休業制度等の周知に努め、出産・育児時期にある職員の取得を積極的に支援する。
- ・子の看護休暇及び育児時間休暇について、全ての職員に対して有給休暇とする。
- ・職員が安心して育児休業を取得できる環境を整えるため、育児代替職員の配置に努める。